

ヨリ詳細名義、手入ヲ爲スヘク注意セラレタルニ
憤慨シ店主ニ向ヒ反抗的言辭ヲ弄セルニ端ヲ發
シ双方激論、結果店主ハ即時解雇、言渡ヲ爲
シタルカ之ニ對シ洪田与一ハ平素出入セル評議
会大改一被勞働組合事務所ニ到リ右事情ヲ
訴ヘ應援ヲ依頼セルニ同組合員ナル坂田新三
郎朝田某、二名ハ之レヲ快諾シ午後八時頃洪
田ト共ニ復職嘆願ヲ申出テタルモ拒絶セラレタル
爲メ之ニ同情ヲ寄セタル山本俊大外四名ハ二十
七日左記七項目ノ要求書ヲ提出シタルモ何等ノ回
答ナカリシニヨリ別記宣言ノ下ニ二十八日午後二時
頃ノ朝日新聞 訪政機口一マ着、號外 配達ヨリ
同盟罷業ヲ決行シ尚予テ親交アル西成朝鮮勞
働組合委員長 金達桓ニ交渉シ市内西成区長
橋通七丁目全組合事務所ヲ争議団本部ニ借用
シタルカ一方店主側ハ前記五名ニ對シ一昨二十八日
解雇ノ申渡ヲ爲スト共ニ他ヨリ三名ノ應援ヲ得

家族ニ名ト共ニ其ノ配達ヲ爲シ居レルカ前記罷
業者ニ對シテハ飽迄強硬ナル態度ヲ以テ臨ム
、如ク経過注意中

左記

要 求 書

- 一 本店規定通り昇給セシムルコト
- 一 附録ノ配達等ニ付テモ本店ノ規定通り支給サレ
タキコト
- 一 朝日年鑑販賣ニ付各支店ト同様利益ヲ配當セ
ラレタキコト
- 一 今迄ノ支給セラレサリシ附録配達年当及年鑑販
賣利益金ヲ全部計算シテ支給セラレタキコト
- 一 当販賣店ハ人権ヲ無視スル嫌アル故ニ今後優
遇セラレタキコト
- 一 本件ニ對シ解雇者ヲ出サハルコト
- 一 右六項目ヲ二十八日午後二時迄ニ回答セラレタキ
コト